

# 告示

## 埼玉県告示第千二百九十七号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	11G108530	一	農業	令和四年四月十一日 ） 令和五年三月三十一日
	一〇〇ㇿ			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県行田市富士見町一丁目八番一号 ほくさい農業協同組合 行田燃料配送センター				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県春日部県税事務所		令和四年十一月七日		